

事業区分	受託事業 (県社協)	事業名	福祉サービス利用援助事業	事業内容	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類預かり等のサービスを提供し、自立生活を支援する。
		担当課	地域福祉課相談支援担当		
今年度の目標	①関係機関が連携し、個別ニーズにあったサービスや適切な支援を提供できる。 ②生活支援員として活動可能な人材が2名確保できる。 ③成年後見制度への移行（移行が必要または適当である者2名） ④権利擁護支援者養成講座受講3名。				

### 実績集計

項目／月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期計	年間計
新規契約数	-	-	-	1	1	-	2	2	-	-	-	1	-	3	5
契約終了数	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	2
現契約数	14	14	14	15	15	15	87	17	17	17	16	17	17	101	188
相談支援件数	121	129	156	135	147	180	868	201	222	199	176	183	200	1,181	2,049
その他の取組み	専門員現任者研修へ1名が参加														

### 評価

上半期 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジヤーや包括支援センターなど関係機関から相談があり利用へつながるケースが多く、本人や家族からの相談は無かった。</li> </ul> <p>【相談経路】契約締結件数2件：相談事業所1件、包括支援センター1件</p> <p>契約準備件数3件：健康福祉課1件、包括支援センター1件、生活困窮事業1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回のケースレビューや、関係機関との担当者会・共有会、また、支援が困難なケースはスーパービジョンを活用しながら検討を行った。</li> <li>・ケアマネや相談事業所がすでに関わっているケースや課題が複雑になったケースが増えつつあるため、関係機関との連携がさらに求められる。</li> <li>・権利擁護支援者養成講座へ生活支援員が2名参加。</li> <li>・専門員初任者研修は新型コロナ感染対策のため中止であった。今後、11月に専門員現任者研修を受講予定。</li> </ul>
年度評価	<p>生活支援員は12名雇用中、うち9名が活動中である。「権利擁護支援者養成講座」受講者6名のうち新たに2名から生活支援員として登録があり、1名は活動を開始している。2年間の講座開催により担い手が増え受任体制が強化された。</p> <p>相談状況としては、相談支援事業所3件・包括支援センター3件・ケアマネージャー2件・社協他事業2件（生活困窮・権利擁護支援センター）の相談が寄せられ、うち5件が契約に至っている。関係機関には本制度が認知されており、支援の必要な方の相談がつながってくるようになった。昨年度に引き続き、本人・家族からの相談はない。</p> <p>支援における課題として、成年後見制度利用について家族の理解を得られずスムーズな移行が困難なケースや、支援が必要な状況にあるがなかなかご本人の理解が得られず、アセスメントや支援介入に時間を要するケースがある。</p>





●成果目標

相談件数：80件（上半期71件）

他機関との会議や電話照会・協議の件数：260件（上半期146件）

訪問等の支援回数：120件（上半期95件）

就労支援件数：7件（上半期5件）

年度評価

新型コロナウイルス感染症の影響により収入・生活費に関する相談が全体の半数近くを占めており、生活福祉資金貸付制度につないだ後も継続的な関わりが必要なケースが多かった。また他機関につなげるなど連携しながら対応しているが、コロナ渦で事業の縮小や失業に伴う困窮者（Iターン、Uターン含む）は増加しており関係機関との連携はより一層必要になってくる。生活困窮者の中には複合的な課題を抱えた世帯もあり、地域からの孤立傾向が見られる。サービスにつながっても孤立は解消されづらく、専門職と住民がつながった包括的な支援体制が重要である。

下半期はアウトリーチ支援員の配置により訪問機能が強化され、つながりにくい方へのアプローチするなど支援展開が図られている。

●令和2年度

相談件数：129件

他機関との会議や電話照会・協議の件数：327件

訪問等の支援回数：226件

就労支援件数：5件





事業区分	県社協受託事業 ・自主事業	事業名	資金貸付事業	事業内容	・生活福祉資金貸付 ・特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金） ・小口福祉資金貸付										
		担当課	地域福祉課相談支援担当												
今年度の目標		・貸付利用の可否にかかわらず、相談者世帯の課題解決に向け必要な支援の提供ができる。 ・借り受け人の経済状況等の把握ができる。													
<b>実績集計</b>															
項目／月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期計	年間計
相談受付件数	12	11	11	5	9	7	55	3	2	4	3	7	14	33	88
生活福祉資金貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コロナ禍特例貸付	10	11	10	6	8	8	53	2	1	5	2	5	19	34	87
小口福祉資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1

地域福祉課 その他の事業		
事業区分	事業名	事業内容
共同募金配分金事業	独居高齢者ふれあい旅行事業	新型コロナ感染状況から実施に向けた取り組みができないことや、長時間のバス移動等『新しい生活様式』を保つことが難しいため、今年度事業を見送り。
補助事業	中土佐町敬老会開催経費助成事業	<p>久礼地区100,000円、大野見南地区20,000円、中央50,000円、北地区40,000円、 笥場・上ノ加江・矢井賀地区90,000円を敬老会助成金として交付。</p> <p>久礼では3回の実行委員会を開催するが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は中止となる。</p> <p>大野見中央では、実行委員会で新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、敬老会の中止が決定するが、代替案として敬老の日にお赤飯とティッシュBOXの配布が決定する。9月21日(月)に敬老対象者へ地区長が赤飯とティッシュBOXを配布した。</p> <p>大野見南では、12月11日(金)に対象者へお弁当等を配布した。</p> <p>大野見北では、9月20日(日)に70歳以上を対象に紅白まんじゅう、ティッシュBOX、エコバッグ等を配布した。</p> <p> 笥場、上ノ加江、矢井賀地区では、10月7日(水)に敬老対象者へ民生委員等が、地域の写真と絵手紙、花束、紅白まんじゅう、お菓子、お弁当を配布した。</p> <p>久礼と大野見中央では、実行委員長や副実行委員長を中心に実行委員から主体的な意見が出されているが、社協が事務局を担っている部分もあるため、実行委員に主体性を持ってもらえるように働きかけていく必要がある。</p> <p>大野見南、北、 笥場他では、各地域の実施団体が敬老会事業を主体的に実施しているため、必要に応じて支援を行っていく。</p>
補助事業	中土佐町老人クラブ連合会事務局	<p>町老連役員改選や新型コロナによる事業中止または縮小等があることから、町老連役員や単位クラブ会長に運営について検討してもらうために、中土佐地域会長会や町老連役員会を設けた。それにより、課題の共有や事業の実施について検討することができた。</p> <p>役員改選については、町老連会長として小矢井賀長寿会会长の三宮安子さんが就任した。しかし多忙であることから、町老連会長として案内が届いていた会議等への出席について（これまで全て会長が出席）、役員同士で協力ができる体制につながるよう、副会長と分担するよう調整を行った。引き続き、会長だけに負担がかからないように、調整していく必要がある。</p> <p>個別対応として、単位クラブ会長から自身の体調不良で運営が難しくなっているとの相談があった。クラブの扱い手には事務局から連絡を取り、自分たちで活動について考えてもらえるよう、必要な資料を送付する等の支援を行った。</p> <p>他に補助金の使途についての問い合わせ等もあるが、その都度説明する等支援を行っている。</p> <p>今後も役員や単位クラブ会長等の意見を引き出し、会員主体の活動ができるよう、支援を行っていく必要がある。</p>

補助事業	中土佐町障害者協議会事務局	<p>今年度は新型コロナの影響で、高幡障害連の会議開催の遅れや、県身連及び高幡障害連事業のほとんどが中止となっている。その中で、中土佐町障害者協議会として事業をどのように実施するのかを役員会で話し合い、毎年2回実施していた日帰り旅行の中止と、それに代わる事業として「お楽しみ会」を開催することになった。</p> <p>課題として挙がっていた会員と非会員の違いについては参加費の有無で差を設けることとし、当事者団体としての役割については、今後は家族も含め仲間意識を作っていくことになった為、事業実施の際に留意おく必要がある。</p> <p>また、自立支援協議会については、会長が出席していることもあり、その中の「住まいの部会」について説明を行ってもらうことになった。</p> <p>自主的な活動となるよう、今後も役員と連携を図りながら事業を実施していく必要がある。</p>
補助事業	中土佐町民生委員児童委員協議会事務局	<p>新型コロナの影響により従前より取り組まれてきた研修参加や会議開催が計画通り実施できていない状況であるが、各地区で開催する定例会や活動は対策をとりながらできている。活動強化方策策定について役員会で協議し、第3期地域福祉計画策定後の令和4年度に策定することが決まった。</p>
自主事業	総合相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回無料法律相談所の開設 令和2年6月24日13:00～16:10 大野見保健福祉センター内に大野見地区住民向け法律相談所を開設。相談件数は3件で、相談内容は親族の金銭管理・死後事務・相続等。</li> <li>・第2回無料法律相談所の開設 令和2年10月8日13:00～16:10 社協本所内に久礼地域住民向け法律相談所を開設。相談件数は4件で、相談内容は離婚、建築、遺言、金銭請求等。</li> <li>・第3回無料法律相談所の開設 令和2年11月12日13:00～16:10 上ノ加江老人憩いの家内に矢井賀・上ノ加江地域住民向け法律相談所を開設。相談件数は4件で、相談内容は相続(3件)、債権回収等。</li> </ul>

会務の運営	所管課	法人事務局	委員会・会議名	第2期中土佐町地域福祉計画進行管理事務局会
委員及び指導者名	健康福祉課：山本課長、辻本課長補佐、江崎課長補佐、吉岡係長、中山係長 中土佐町社協：津野、馬場、田中、樋田、窪田 その他：高知県地域福祉政策課・須崎保健所、高知県社協			
回	開催日時	開催場所	協議事項等	
1	6月16日 13:30~15:30	中土佐町社会福祉 協議会2階会議室	(出席者) 社協：津野、馬場、窪田 健康福祉課：辻本課長補佐、吉岡係長	
			(1) 第2期中土佐町地域福祉計画進行管理事務局会開催に向けた打ち合わせ	
2	7月6日 9:00~10:30	中土佐町交流会館 集団指導室	(出席者) 社協：津野、馬場、窪田 健康福祉課：辻本課長補佐、吉岡係長	
			(1) 第2期中土佐町地域福祉計画進行管理事務局会開催に向けた打ち合わせ	
3	7月21日 13:30~15:30	中土佐町社会福祉 協議会2階会議室	(1) 今年度以降の進行管理事務局会の運営について（協議） (2) 今年度の重点取り組みについて（確認）	
			決定事項・所感等	計画の策定委員会と進行管理を行う計画推進会議、及び進行管理事務局会のそれ ぞれの在り方を抜本的に見直すことを社協側から提案。最終決定は行政が次期計 画策定年度（令和3年度）までに下す。また、事務負担が大きかった「計画評価」 の方法についても協議。事務局会コアメンバーの辻本、吉岡、窪田、馬場で引き 続き協議していくことになった。
4	10月19日 10:00~12:00	中土佐町社会福祉 協議会2階会議室	(出席者) 社協：馬場、窪田 健康福祉課：辻本課長補佐、吉岡係長	
			(1) 第2期中土佐町地域福祉計画評価表について (2) 今後の進行管理及びスケジュールの確認	
5	12月23日 13:30~15:30	中土佐町社会福祉 協議会2階会議室	決定事項・所感等	社協で評価表を作成し、各取り組み事業の担当者に評価してもらう。次回事務局 会コアメンバー会議で再評価を行う。
			(出席者) 社協：馬場、窪田 健康福祉課：辻本課長補佐、吉岡係長	
			(1) 第2期中土佐町地域福祉計画評価表について (2) 推進会議及び策定委員会の委員選定について	
			決定事項・所感等	19個の「取り組み」にコアメンバーが出席し再評価を実施。2月の地域福祉計画推 進会議で推進委員が次年度及び次期計画に向けて評価しやすい資料を作成した。